

事 務 連 絡
令和元年8月2日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

登下校時の児童生徒の集合場所等の点検について（依頼）

本年5月、神奈川県川崎市において、登校中の児童等が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、関係閣僚会議が開催され、政府において、登下校時の児童生徒等の安全確保方策を取りまとめ、対策を講じることとし、その一つとして、登下校時に子供が集まる場所等について全国の小中学校で点検を実施することとなりました。

については、「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検実施要領」を作成しましたので、これに沿って、「地域の連携の場」を活用しつつ、学校単位で、警察や自治体などの関係機関と連携していくことにより、安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111(内線 2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

登下校時の児童生徒の集合場所等の点検実施要領

1. 実施対象となる学校

公立小学校、公立中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校の前期課程、公立特別支援学校小学部・中学部

私立小学校、私立中学校、私立義務教育学校、私立中等教育学校の前期課程、私立特別支援学校小学部・中学部

国立大学附属小学校、国立大学附属中学校、国立大学附属義務教育学校、国立大学附属中等教育学校の前期課程、国立大学附属特別支援学校小学部・中学部

※以下単に「学校」というときは上記の学校を全て含む。

2. 実施期間

下記3. (1)及び(2)について、令和元年10月末までに実施する。

3. 登下校時に子供が集まる箇所に係る点検の実施内容

(1)学校による、登下校時に子供が集まる箇所・区間と時間帯の抽出

・学校は、以下の箇所・区間と子供が集まる時間帯を抽出する。

- ・集団登下校における集合場所
- ・通学路圏内の交差点、横断歩道等であって、子供が集団で留まる場所
- ・スクールバスの停留所
- ・登校時の集合場所から学校まで集団で移動する区間
- ・下校時の学校から自宅まで集団で移動する区間
- ・登下校時に駅、バス停等の公共交通機関の乗降場所まで集団で移動する区間¹

※上記は例示であり、これに限らず、地域の実情に応じて的確に抽出するものとする。

※「子どもが集まる箇所」又は「集団」については、学校における児童・生徒数その他の実情に応じて判断するものとする。

※スクールバスの停留所については、子供がごく少人数しか乗車しない停留所は除くものとする。

※集団で移動する区間については、毎日の登下校における集団での移動に係るものに限る(月に数回集団で移動する場合は含まない)。

※本年度、既に学校やPTA等で通学路について登下校時に子供が留まる箇所に係る点検等を実施している場合は、その結果をもって当該箇所の抽出に代えることができる。

※「登下校防犯プラン」に基づく緊急合同点検の結果についても必要に応じて活用するものとする。

¹ 例えば、私立・国立学校については公共交通機関で通学する生徒が多いが、登下校時に多くの生徒が電車のホームから改札、学校へと移動する時間帯がある。このような場合は、いわゆる「集団登下校」とは異なるが、多くの生徒が集団で移動することになることから、点検の対象とする。

(2) 登下校時に子供が集まる箇所・区間に係る点検の実施、対策の検討

学校は、(1)において抽出した箇所・区間と時間帯について、教育委員会、警察、自治体、保護者、スクールガード等の見守りに関わる地域住民等の関係者へ共有するとともに、点検を実施し(必要に応じ関係者と合同で実施)、関係者とともに、別紙の対策案を参考にするなどして対策を検討する。この際、学校単位で「地域の連携の場」を構築している場合には、この「地域の連携の場」の枠組みを活用すること。

※「地域の連携の場」とは、「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議)の1(1)において各地域において構築することとされた「地域の連携の場」を指す。

(3) 対策の実施

学校、教育委員会、警察、自治体等は、(2)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際、学校は、保護者、スクールガード等の見守りに関わる地域住民等とも連携するものとする。

(4) 実施結果の報告

学校は、令和元年10月末時点における、(1)(2)の状況について、下表の中欄の学校種に応じ右欄の所管機関に別添の報告様式により報告する。

		学校種	所管機関
公立	市町村立	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部	市町村教育委員会
	都道府県立	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部	都道府県教育委員会
私立		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、私立特別支援学校小学部・中学部	都道府県私立学校担当部局
国立		小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部	国立大学法人

●報告期限

- ・学校から所管機関(市町村教育委員会、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局、国立大学法人)への報告期限:11月8日(金)
- ・指定都市以外の市町村教育委員会から都道府県教育委員会への報告期限:11月15日(金)
- ・都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、国立大学法人)から文部科学省への報告期限:11月22日(金)

登下校時に子供が集まる箇所に関する対策案の例

登下校時に子供が集まる箇所について各学校においては、実情を踏まえつつ、以下の例を参考に対策の検討をお願いします。

1 子供に対する防犯教育に関するもの

①防犯教育(最寄駅等からバス停又は学校への移動経路の変更の指導等)

地域安全マップ、通学路安全マップの作成を通じ、最寄駅等からバス停又は学校まで移動する経路に無人の区間や歓楽街、廃屋など犯罪が起きやすい場所がある場合は、そういう場所を避けて登下校するよう指導。

②危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育

急接近してくる不審人物、性犯罪等に係る対処方法として、「とにかく逃げる」「大声を出す」といった、危険な事案に遭遇した場合の初期対応訓練など、子供に危険を予測・回避する能力を身につけさせるための実践的な防犯教育を警察等と連携して実施。

2 見守り活動に関するもの

①見守り活動の実施・強化

子供が登下校する時間帯に、スクールガード等の見守りボランティアや保護者、地域住民による見守りを実施・強化(人員や頻度の増加)。また、曜日別の下校時間をスクールガード等の見守りボランティアや保護者、地域住民等の関係者に配付することによる下校時間の重点的な見守りの支援。

また、登下校時間に合わせたガーデニング、自宅前の路上等の掃除、犬の散歩などによる「ながら見守り」の実施。

②青パトによるパトロール実施

学校からの青パトを実施するボランティア団体に対するきめ細かい情報提供による、重点的なパトロールの実施。

③IC タグによる防犯対策

ボランティアの見守り活動と併せてIC タグによる登下校の地点を管理、下校のタイミングを把握できるようにし、保護者による出迎えをしやすくする。

3 スクールバスに関するもの

①スクールバスの運用の変更

子供のスクールバスのバス停の集合時間よりも早くスクールバスを到着させ、早く着いた子供をバスの中で待たせるようにし、バス停で待つ時間をなくす、あるいは短くする。

②スクールバスへの運転手以外の者の同乗、防犯装備品の配備

スクールバスに、運転手以外の者が同乗し、スクールバスにより通学する子供の見守りを行う。また、スクールバスにさすまたなどの防犯装備品を配備する。

4 集団登下校時の集合場所に関するもの

①集合場所付近の環境の改善

集合場所付近の街灯の電球が切れている場合の交換や落書きの消去、ゴミ放置の撤去、植栽の刈込み等適切な管理による見通しの確保等を市町村に要請するなど、集合場所付近の環境改善。また、集合場所や通学路付近の住居・事業所に「子ども110番の家・事業所」を引き受けてもらうよう要請する。

②集合場所の変更・バス停の移設

集合場所・バス停付近に駐車場、空き家等の犯罪者等が待ち伏せしていても周囲から見えずらい場所がある場合等の、集合場所の変更・移設。また、最寄駅からバス停までの距離が長い場合の最寄駅により近い場所への変更・移設。また、自動車が突入しにくい場所への変更・移設。